

令和3年1月18日

メンバー・ご家族様

社会福祉法人 向陵会
理事長 小野 哲

メンバー（利用者）及び職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応について

平素は、社会福祉法人 向陵会にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症については感染者数が増加傾向にあり、再度緊急事態宣言が出され、ますます予断を許さない状況です。しかし、以前からお知らせをした下記の内容についてメンバー・ご家族様にご理解・ご協力をいただいているおかげで、園内での感染の広がりが抑えられています。引き続き感染症防止対策にご留意いただくとともに、再度下記の内容をご確認していただき、ご協力をお願いいたします。

記

1 当園関係者（メンバー及び職員）の新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応

- ①基本的に、体調不良が見られた場合やPCR検査等を受検した場合は、自宅での休養をお願いしています。したがって、感染判明の当日に通所・出勤していることはありません。
- ②そのうえで、当園関係者の感染が確認された時点で、園内の消毒作業や保健所による濃厚接触者の調査などのため、一時的な臨時休園を行いません。臨時休園期間は、保健所等に相談し判断します。
- ③保健所による調査の結果、濃厚接触者や検査対象となる当園関係者が確認された場合、その人数や範囲等を踏まえ、通所・支援活動などを休止する期間や対象者等を、保健所等に相談し判断します。
- ④なお、感染者が確認された時点で、通所しているメンバーを帰宅させる場合があります。
- ⑤厚生労働省の「新型コロナウイルス感染の発生が確認された場合の公表基準」に従い、法人名を公表することになりますのでご承知おきください。

2 ご家族の皆様への連絡方法

- ①当園関係者に感染者が確認された場合、当日又は翌日以降からの通所・支援活動休止の要否、休止する場合の事業所（各センター）や期間等をお知らせします。
- ②お知らせする方法は、ミマモルメ配信、電話、文書等により行う予定です。なお、感染判明が時間外になることもあり、連絡が夜遅くなる場合や当日に行えず翌日になる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

3 PCR検査等の受検及びその結果についての（社福）向陵会への連絡

メンバー並びに同居のご家族がPCR検査等を受検されることとなった場合は、必ず、速やかに（社福）向陵会へご連絡をいただき、通所を控えていただくようご協力をお願いいたします。

また、検査結果が判明した場合も、速やかに当園へご連絡ください。個人情報の取扱いやメンバーの人権に十分に配慮して対応して参ります。

4 その他

京都府内及び乙訓圏域内の感染状況によっては、通所・支援活動に一定の制限をかけることもありますので、ご理解いただきますようお願い致します。

新型コロナウイルス感染症にかかる 社福) 向陵会の対応について

- 1 メンバーの同居する家族の職場に濃厚接触者がいた場合
(例) メンバーの同居する父の勤務先に濃厚接触者が判明したが、父は濃厚接触者とはなっていない。
⇒ メンバーは通常通りの通所になります。
- 2 メンバーの同居する家族が PCR 検査等を受検した場合
(例) メンバーの同居する母の勤務先に感染者が判明し、母が濃厚接触者または接触者として PCR 検査等を受検することになった。
⇒ 同居のご家族が PCR 検査等を受検されることになった場合は、速やかに当園へご連絡ください。また、検査結果が判明するまでメンバーの通所を控えていただくようご協力をお願いします。
- 3 メンバーが、本人の体調不良等により、PCR 検査等を受検した場合
(例) 体調不良により受診したところ、医師から PCR 検査を勧められた。
⇒ 濃厚接触者に特定されていないメンバーが、体調不良等により PCR 検査等を受検し陰性となった場合は、症状がなくなり次第、通所可能となります。
- 4 メンバーの同居する家族が感染したと判明した場合
⇒ 保健所により、メンバーが感染者の濃厚接触者と特定された場合は通所停止となり、PCR 検査等を受検することになります。
⇒ PCR 検査等の結果が陰性であっても、原則、感染者との最終接触日の翌日から 2 週間は自宅待機（通所停止）となります。発病することなく 2 週間を経過すると通所可能となります。
上記の自宅待機の期間は、各事案の状況に応じて、保健所が決定します。
- 5 メンバーの感染が判明した場合
⇒ メンバーが新型コロナウイルス感染症を発症または PCR 検査等で陽性反応が出た場合は、入院または自宅療養により、治癒するまで通所停止となります。
⇒ 当園は、保健所が行う感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査に協力します。また、保健所の指示に従い、消毒その他適切な処置を行ないます。
- 6 同居のご家族に発熱等の風邪症状がある場合 ***緊急事態宣言が発令されている期間**
⇒ 同居のご家族に発熱等の風邪症状がある場合は通所を控えてください。
⇒ メンバーに体調不良等の症状がある場合も、以前から連絡させていただいている通り出席を控えてください。

以上